

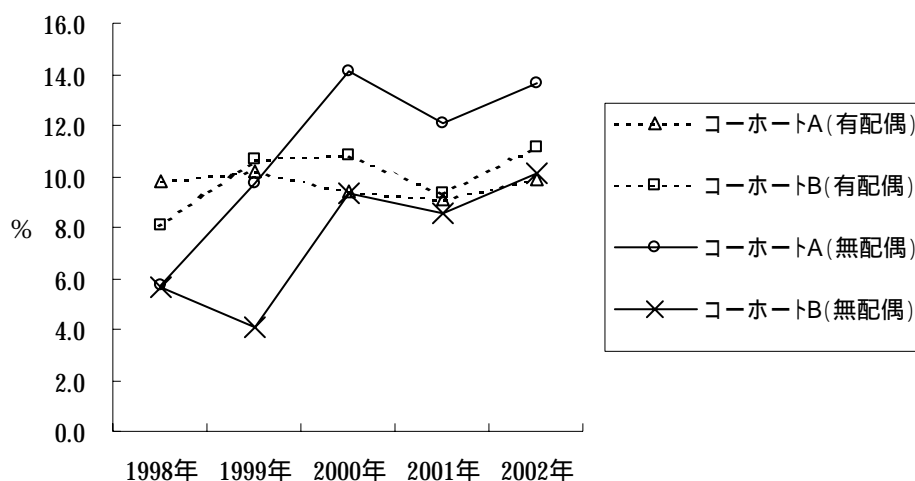
・ 借入れ制約下にある家計と親の所得の影響

(1) 借入れ制約にある家計⁶の割合が上昇

1998年から2002年まで⁷の借入れ制約下にある家計の割合の推移をみると、有配偶者では9%から11%に、無配偶者では6%から12%に上昇している(図表-1)。これは、1993年(8.5%(有配偶者)、5.2%(無配偶者)⁸)と比べても、高い水準で推移しており、無配偶者に関してはこの5年間で2倍ちかい上昇がみられた。

2000年以降、無配偶者の方が相対的に借入れ制約に陥っている割合が高くなっている。「二人口」ではないが、結婚している回答者の方が借入れ制約に陥る可能性が低いことが確認された。

図表 - 1 借入れ制約下にある家計



⁶ 借入れ制約下にある家計の定義:「借入れを申し込んだが断られた」か、「借入れを申し込んだが減額された」、あるいは「実際に断られたことはないが、断られると見込んで最初からあきらめたことがある」のいずれかを経験した家計。

⁷ 2003年度調査では質問文を変更したため、ここでは割愛した。

⁸ 小原美紀・ホリオカ チャールズ ユウジ(1999)「借入れ制約と消費行動」、樋口美雄・岩田正美編著『パネルデータからみた現代女性』、東洋経済新報社。

(2) 親の所得⁹ が子どもの家計の借り入れ制約に影響している

1998～2002年の間で、借り入れ制約に陥る家計（有配偶者）にどのような特性があるか分析を行った。ここでは、単純に借り入れ制約に陥るかかどうかだけではなく、そもそも家計が信用供与を希望するかどうか（家計側）、（その申し出に対して）信用を供与するかどうか（金融機関側）に分けて、分析を行った¹⁰（図表 - 2）。

では、最も所得階層が高い（1,000万円以上）親がいる場合、借り入れを行わない。逆に最も低い（250万円未満）場合、借り入れを行いやすいという結果を得た。

また では、所得階層が高い（500～1,000万円未満）親がいる場合、信用供与が拒否されないという結果が得られた。最も高い階層（1,000万円以上）が統計的に有意とならなかったのは、 で確認されたように、そもそも、借り入れを行わないという結果と関係している。

このように では、親の所得階層が低いほど、子どもの家計は信用の供与を希望し、親の所得階層が高いほど、信用の供与を希望しないことが、 では、信用の供与を希望した子ども家計では、親の所得階層が高いほど、信用供与を認められやすいことが確認された。この解釈としては、親による世代間移転が施され、金融機関からの借り入れの必要がないということ、あるいは、親の所得に比例して、子ども所得も高いことに起因していること（教育費に対して、多くの投資が行われたことにより、子どもが所得水準の高い職を得ることができた）が考えられる。

親の経済力が、子どもの家計が借り入れ制約を経験するかどうかに関係しているということは、非常に興味深い発見だといえる。親の所得階層が高いほど、子どもの家計は借り入れをしない（あるいはする必要がない）傾向にあり、また借り入れをする際においても、親の所得が高い方が信用を供与されやすい。これは、親の所得階層により、（借り入れ）市場へのアクセスが制限されてしまうといった一種の階層化の議論にもつながると考えられる。ただし、この背後に直接的な金銭の授受があるのか、教育投資という形での世代間移転が施されているのかは、本分析では明確ではない。

⁹ 親の所得：妻の親の所得を用いている。夫の親の所得階層は部分的にしか捕捉できないため、今回はこちらを用いている。

¹⁰ ここでは、有配偶家計に限定している。また、推計はBivariate Probit法による2段階推計を行った。

図表 - 2 借り入れ制約に直面する要因分析

被説明変数: 信用供与希望ダミー			被説明変数: 借り入れ制約ダミー		
	係数	頑健的 標準誤差		係数	頑健的 標準誤差
世帯可処分所得(対数値)	-0.415	0.114 ***	夫年収(対数値)	-0.160	0.137
金融資産(預貯金+有価証券、対数値)	0.190	0.155	世帯貯蓄額(対数値)	-0.189	0.039 ***
持ち家	0.774	0.314 **	ローン残高(対数値)	0.097	0.039 **
夫年齢	0.024	0.029	持ち家	-0.382	0.132 ***
夫就学年数	0.035	0.063	夫年齢	0.015	0.009 *
自営業	-0.380	0.380	夫就学年数	-0.049	0.023 **
親の年収:250万円未満	7.470	0.525 ***	夫就業先規模:1~29人	-0.114	0.121
同:250~500万円未満	---	---	同:30~500人	---	---
同:500~1,000万円未満	-0.290	0.358	同:500人以上	-0.225	0.127 *
同:1,000万円以上	-1.087	0.496 **	自営業	0.311	0.114 ***
13大都市	6.726	0.494 ***	親の年収:250万円未満	0.059	0.101
定数項	3.355	0.830 ***	同:250~500万円未満	---	---
			同:500~1,000万円未満	-0.277	0.140 **
			同:1,000万円以上	0.121	0.219
			13大都市	0.195	0.100 *
			定数項	0.425	0.752

サンプル数	1670
Wald chi2乗テスト	783.08
Prob > chi2	0
対数疑似尤度比	-534.251
Wald test of rho=0	chi2(1) = 9.987
	Prob > chi2 = 0.0016

***1%、**5%、*10%水準で統計的に有意。

ここでの「借り入れ制約ダミー」は、先述したいずれかの条件(「借り入れを申し込んだが断られた」、「借り入れを申し込んだが減額された」、「実際に断られたことはないが、断られると見込んで最初からあきらめたことがある」)に当てはまる場合を1、そうでない場合を0としているものである。